

雇用クリーンプランナー プレゼンツ ミニセミナー

日常職場編シリーズ第7回

「賃金①固定残業代」

賃金①固定残業代

固定残業代の意味

Q 当社では固定残業代の制度が決められており、毎月残業代として支払われています。

しかしある従業員から「いくら残業を（長時間）しても固定残業代が変わらないのはおかしいのでは？」と質問を受けました。社長の考えは「固定で毎月払っているのだから問題ない」とのことなのですが、いかがでしょうか？



A 固定残業代の制度を導入していても残業時間の管理は必要であり、決められた残業時間を超えて残業した場合、超えた時間分は計算し、固定残業代とは別に上乘せして支給しなければなりません。次ページで確認し、すぐに改善しましょう。

固定残業代

- 【ポイント】～導入、運用には以下の内容を踏まえること
- ① 固定で支払う残業代の時間と金額を明らかにすること
(例：毎月 20 時間分の時間外労働として4万円支払う)。
 - ② その時間を超えた場合には残業代を追加で支払うこと。

【実際例】

固定残20時間(4万)

不足10時間(2万)

実際の残業時間30時間

【必要な対応】 ・ 固定残の正しい理解と運用等

労働トラブル編～固定残業代